

建築主・設計者・工事施工者等の皆さまへ
—京都市 景観政策課からのお知らせ—



美観地区・美観形成地区，眺望空間保全区域
において工事が完了したときは，京都市に
完了届を提出してください。

- 京都市市街地景観整備条例の規定により，美観地区及び美観形成地区において，景観法の認定を受けた物件の工事が完了したときは〈完了届〉を京都市に提出する必要があります。眺望空間保全区域における工事完了時も同様です（京都市眺望景観創生条例）。
- また，工事内容が認定内容と異なる場合は，景観法に基づき，あらかじめ変更の手続きの必要があります（工事を行う前に必ずご相談ください。）。
- 完了届を提出していただくと，当課職員が景観に関する完了検査を行い，工事内容と認定内容が相違ないことを確認したうえで，それを証する書類として〈認定内容適合証，完了検査済証（眺望空間保全区域の場合）〉を発行しています。

完了届の様式は，京都市景観政策課ホームページに掲載しています。

アドレス：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281316.html>（美観地区・美観形成地区）
<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281553.html>（眺望景観保全区域）

詳しくは，下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075-222-3474